

2 平成 31 年度給付費体制等の届出について

ア 「平成 31 年度」障害児（通所）給付費算定に係る体制等の確認

今年度も、障害児（通所）給付費算定に係る体制等の確認を行います。ウェルネットなごや（※下記参照）からダウンロードのうえ、以下の書類のご提出をお願いします（押印漏れ、記載漏れのないようご注意ください）。【資料 2 別添 1 参照】

※「ウェルネットなごやトップ」>「事業所の方へ」>「障害児通所支援の事業者指定・登録等」>「指定・登録の様式等ダウンロード」>障害児（通所）給付費算定に係る体制等の確認について

ア) 全事業所対象

- ①障害児（通所）給付費体制等変更確認書
- ②人員チェックシート
- ③従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（平成 31 年 4 月のもの）
- ④平成 30 年度勤務実績一覧表

※給付費加算等、児発管の変更等がない場合は、上記の書類のみのご提出。それ以外の事業所は、下記に該当する関係についての書類の提出が必要になります（引き続き、児童発達支援未就学児区分 1、放課後等デイサービス報酬算定区分 1 を算定する場合を含む）。

イ) 給付費体制（加算等の内容）に変更がある事業所

- | |
|---|
| 新たに加算算定、加算終了、減算発生、加算区分変更等
※ 児童発達支援未就学児区分 1、放課後等デイサービス報酬算定
区分 1 を算定もしくは算定予定の場合も含みます。 |
|---|
- ⑤障害児（通所）給付費算定に係る体制等に関する届出書
 - ⑥障害児（通所）給付費の算定に係る体制等状況一覧表
 - ⑦各種加算にかかる加算届出書、添付書類等（資格者証等）
 - ⑧指定障害児通所支援事業者変更届出書及び添付書類（⑦提出済は除く）

注意点等

- ※平成 31 年 5 月 1 日の算定加算届も平成 31 年 4 月 15 日（月）が締切になっています。提出期限を過ぎると、6 月以降の算定になりますのでご注意ください。
- ※加算届出書や添付書類等についての詳細は、ウェルネットなごやをご覧ください。
- ※様式が改正された書類もありますので、必ず最新の様式をウェルネットなごやからダウンロードしてください。
- ※資格者証等の原本の写しを提出される場合は、原本証明をお忘れなくお願いします。

り) 提出先

〒460-8508 (住所不要)

名古屋市役所子ども青少年局子ども福祉課子ども発達支援係

※介護保険課、障害者支援課等の他課のものと、同一封筒で送付することは事務処理上支障が生じますので、ご遠慮ください。

エ) 提出期限

提出期限…平成 31 年 4 月 15 日(月) (15 日の消印は有効)

イ 自己評価結果公表の届出について

基準省令第 26 条及び第 71 条では、自己評価を行い、その結果について公表しなければなりません。本市では、名古屋市子ども発達支援サイト「すてっぷサポート」の事業所情報の中に自己評価結果内容を公表できるよう改修しました。自己評価結果の公表は、「障害児(通所)給付費算定に係る体制等に関する届出書」の提出が必要になります。公表した内容につきましては、子ども福祉課が、すてっぷサポートにて確認を行いますので、提出の際は公表内容を添付する必要はありません。【資料 2 別添 2 参照】

ウ 事業所情報変更の際の届出について

事業所の電話やファックス番号、メールアドレス等が変更になった場合は、遅滞なく届出を行ってください。また、管理者の住所の変更等、事業所及び事業者に関して変更があった場合も忘れずに届出てください。

エ 児童発達支援管理責任者の研修修了証について

やむを得ない理由により、児童発達支援管理責任者の研修要件について、みなし規定により猶予されていた事業所は、みなし期間が終了する前に、当該研修の修了証の写し(原本証明必要)をご提出ください。みなし期間経過後も研修修了証の提出がないまま、通常報酬請求を算定していた場合は、遡って返還していただきますので、ご注意ください。

オ 平成 30 年度福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の実績報告書について

ア) 提出期限

平成 30 年度の最終の加算の支払があった月の翌々月の末日までに、実績報告書を報告してください。

(例) 3 月サービス提供分が、5 月に支払われた場合、提出期限は、新元号元年 7 月 31 日(水)となります。

イ) 提出書類

平成 30 年度分の報告様式については、あらためてウェルネットなごやに掲載する予定ですのでご注意ください。

「ウェルネットなごやトップ」>「事業所の方へ」>「障害福祉サービス等の事業者指定・登録・請求事務」>「福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算」

[提出先]

事業所の所在地	届出書提出先
名古屋市内のみ	名古屋市
名古屋市と中核市	名古屋市及び該当の中核市
名古屋市と愛知県内の他市町村（中核市 のみに所在する場合のみを除く）	愛知県
名古屋市と他の都道府県	名古屋市及び他の都道府県
名古屋市、愛知県内の他市町村（中核市 のみに所在する場合を除く）及び他の都 道府県	愛知県及び他の都道府県

また、名古屋市に提出する場合でも障害福祉サービスを行っているかによって提出先が異なります。

法人で運営するサービス種類	提出先
・障害児通所支援事業のみ	子ども青少年局子育て支援部子ども福祉課子ども発達支援係
・障害児通所支援事業 ・障害福祉サービス事業	健康福祉局障害福祉部障害者支援課指定指導係

【関連資料 1】：平成 31(2019)年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容
 ○新しい経済政策パッケージに基づく障害福祉人材の処遇改善
 ○訪問系サービスにおける現行の福祉・介護職員処遇改善加算の加算率見直し
 ○消費税率 10%への引き上げに伴う報酬改定

カ 障害福祉サービス等の情報公表制度について（WAM NET）

利用者による個々のニーズに応じた良質なサービスの選択に資することを目的として、(1)事業者に対して障害福祉サービスの内容等を都道府県等へ報告することを求めるとともに、(2)都道府県等が報告された内容を公表する仕組みが創設されました（児童福祉法第 33 条の 18 第 1 項）。事業者は、障害福祉サービス等情報を都道府県等に報告する義務があります。

「ウェルネットなごやトップ」>「事業所の方へ」>「障害福祉サービス等の事業者指定・登録・請求事務」>「情報公表制度について」

キ 事故報告について

基準省令第 52 条及び第 71 条により、事業所での支援提供中（送迎も含む）に事故が発生した場合は、速やかに児童への最善の対処を行うとともに、保護者等への連絡を行う等、連携を図ることが大切です。あわせて、子ども福祉課に一報を電話連絡し、事故報告の提出をお願いします。事故報告すべき内容や様式（記載例）については、ウェルネットなごやをご確認ください。

「ウェルネットなごやトップ」>「事業所の方へ」>「障害児通所支援の事業者指定・登録等」>運営に関する留意事項

ク 事業所の更新手続きについて

事業所の指定有効期限は 6 年です。引き続き事業を継続（更新）する場合は、更新の手続きが必要です。期限を迎えるおよそ 2 か月前に子ども福祉課から案内をいたしますが、事前に必要書類の準備をお願いします。

「ウェルネットなごやトップ」>「事業所の方へ」>「障害児通所支援の事業者指定・登録等」>指定の更新について

平成 31 年 1 月 7 日

各児童発達支援センター管理者 様
各障害児通所支援事業所管理者 様

名古屋市子ども青少年局
子育て支援部子ども福祉課長

自己評価結果等の公表及び
すてっぷサポート（名古屋市子ども発達支援サイト）の改修について

児童発達支援及び放課後等デイサービスについて、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成二十四年二月三日)(厚生労働省令第十五号)第 26 条及び第 71 条に基づき自己評価結果等の公表（提供する支援の質の評価及び改善）をする必要があります。

つきましては、下記にご留意いただき、自己評価結果等について公表をしていただくとともに、公表について届出させていただきますようよろしくお願いいたします。

また、すてっぷサポート（名古屋市子ども発達支援サイト）について下記のとおり改修しましたのでご確認願います。

記

1 自己評価結果等の公表方法

すてっぷサポート（名古屋市子ども発達支援サイト）にデータ添付することに加え、その他事業所ホームページに掲載や事業所内に掲示するなどの方法などがありますが、原則すてっぷサポート（名古屋市子ども発達支援サイト）にデータ添付することにより公表してください。

2 自己評価結果等の届出

別紙「障害児（通所・入所・相談支援）給付費算定に係る体制等に関する届出書」を提出してください。

提出期限：平成 31 年 4 月 15 日（月）

提出先

〒460-8508（住所不要）

名古屋市役所子ども青少年局子ども福祉課子ども発達支援係

※自己評価結果の内容は、すてっぷサポートにて確認しますので、届出に添付する必要はありません。

3 自己評価結果等の公表及び届出に関する留意事項

- (1) 原則1年に1回は、自己評価を行いその結果を公表するとともに届出してください。
- (2) 平成30年度以降の新規指定事業所は新規指定年月の1年後までに自己評価結果等を公表し届出すること。届出期日は、新規指定年月の13ヶ月目の15日までです。
例) 平成31年1月1日開所の場合、平成31年12月31日までに公表を行い、届出を平成32年1月15日までに行う。
- (3) 平成31年4月1日から届出がされていない場合、届出がされていない月から当該状態が解消されるに至った月まで障害児全員について減算(所定単位数の15%)となります。

4 すてっぷサポート(名古屋市子ども発達支援サイト)改修内容

「児童発達支援指定事業所・放課後等デイサービス指定事業所の検索」のWebページについて下記のとおり改修しました。

- (1) 自己評価結果等のデータが添付できるようになりました。
- (2) サービスの種類を選択項目に「保育所等訪問」を追加しました。
- (3) 主たる障害種別(「重症心身障害児以外」又は「重症心身障害児」)の項目を追加しました。
- (4) 事業所内の様子の写真が3枚添付できるようになりました。
※上記以外に項目の表示場所の変更等ありますのでご確認ください。

(子ども発達支援係 TEL052-972-3187)